

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和6年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	39
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	40
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	56

3 標準生計費及び労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月分）	57
第17表 労働経済指標	58

4 人事院勧告等の概要

人事院勧告・報告の概要	61
-------------	----

1 職員給与関係

令和6年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和6年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

3 調査時期

令和6年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和6年職員給与等実態調査)

職務の種類	区分 職員の例 給料表		職 員 数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和6年 4月	構成比	令和5年 4月	増減率	令和6年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月	令和5年 4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,332	100.0	20,353	△ 0.1	42.6	42.5	19.9	19.8	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	4,690	23.1	4,713	△ 0.5	41.2	41.1	18.3	18.2	0.8	0.8
計			11,917	58.6	12,068	△ 1.3	42.5	42.3	20.0	19.7	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	4,297	21.1	4,326	△ 0.7	41.3	41.2	18.5	18.3	0.9	0.9
公安職	警察官	公安職	2,867	14.1	2,881	△ 0.5	39.2	38.9	18.1	17.7	1.3	1.3
海事職	船員	海事職	43	0.2	44	△ 2.3	40.1	40.5	19.2	19.3	1.3	1.3
教育職	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,228	20.8	4,295	△ 1.6	46.2	45.8	23.1	22.7	1.0	1.1
	小中学校の教諭	教育職(3)	43	0.2	45	△ 4.4	43.1	42.8	20.0	19.8	1.3	1.2
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	208	1.0	202	3.0	41.7	41.7	18.0	18.0	0.9	0.9
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	20	0.1	22	△ 9.1	46.1	45.2	20.2	19.5	0.3	0.4
	獣医師	医療職(2)	103	0.5	109	△ 5.5	45.1	43.9	20.3	19.1	0.7	0.8
	保健師	医療職(3)	88	0.4	116	△ 24.1	34.7	37.1	11.6	13.7	0.4	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	4	0.0	3	33.3	66.3	65.7	40.3	38.6	-	-
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	行政職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
任期付の職	行政職員	行政職	16	0.1	14	14.3	47.6	48.1	21.2	21.8	0.3	0.4
市町村立学校関係の職			8,415	41.4	8,285	1.6	42.6	42.7	19.9	20.0	0.8	0.8
行政職	行政職員	行政職	393	1.9	387	1.6	40.0	40.2	17.1	17.3	0.6	0.6
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,948	39.1	7,827	1.5	42.8	42.9	20.1	20.2	0.8	0.9
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	74	0.4	71	4.2	36.3	35.4	14.2	13.4	0.7	0.7

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和6年職員給与等実態調査)

年齢階層	全職員										関係職員										市町村立学校関係職員											
	人	行政職	人	行政職	人	公安職	海事職	人	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条 第1項の特別表	行政職 (任期付の職)	人	行政職	人	行政職	人	教育職(3)	教育職(3)	行政職	人	行政職	人	教育職(3)	教育職(3)	行政職	人	教育職(2)
計	20,332	4,690	11,917	4,297	2,867	43	4,228	43	208	20	103	88	4	16	8,415	393	7,948	74														
20歳未満	16	*	16	*	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
20歳以上 24歳未満	557	177	377	159	201	3	9	-	*	-	-	4	-	-	180	18	162	-														
24歳以上 28歳未満	1,399	446	792	416	277	-	64	-	17	-	*	17	-	-	607	30	571	6														
28歳以上 32歳未満	1,621	415	889	376	298	7	150	*	17	4	7	27	-	*	732	39	682	11														
32歳以上 36歳未満	1,823	484	1,004	432	315	7	185	6	37	*	9	10	-	*	819	52	749	18														
36歳以上 40歳未満	2,162	513	1,231	436	326	4	413	10	19	3	11	9	-	-	931	77	832	22														
40歳以上 44歳未満	2,305	413	1,394	383	336	6	630	6	20	*	8	3	-	*	911	30	871	10														
44歳以上 48歳未満	2,770	609	1,715	581	354	3	719	7	23	-	20	4	-	4	1,055	28	1,025	*														
48歳以上 52歳未満	3,181	781	2,051	736	346	6	900	6	30	*	21	3	-	*	1,130	45	1,083	*														
52歳以上 56歳未満	2,633	561	1,499	509	238	5	683	6	32	*	18	6	-	*	1,134	52	1,082	-														
56歳以上 60歳未満	1,857	289	941	267	162	*	475	*	12	5	8	5	*	3	916	22	891	3														
60歳以上	8	-	8	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	*	-	-	-	-														

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和6年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		%	%	%	%	%	%	%
		100.0	82.2	8.8	8.9	0.2	54.6	45.4
	行政職	100.0	79.7	10.8	8.9	-	60.9	39.1
	計	100.0	80.2	4.6	15.0	0.2	65.4	34.6
県関係職員	行政職	100.0	81.2	8.9	9.9	-	63.6	36.4
	公安職	100.0	52.7	0.6	46.0	0.7	90.2	9.8
	海事職	100.0	9.3	44.2	46.5	-	100.0	-
	教育職(2)	100.0	96.8	2.9	-	-	51.1	48.9
	教育職(3)	100.0	97.7	*	-	-	62.8	37.2
	研究職	100.0	96.6	*	1.9	*	75.5	24.5
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	60.0	40.0
	医療職(2)	100.0	93.2	4.9	*	-	41.7	58.3
	医療職(3)	100.0	96.6	3.4	-	-	23.9	76.1
	条例第7条第1項の給料表	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
	行政職(任期付の職)	100.0	50.0	*	37.5	-	43.8	56.3
関係市町村立学校職員	計	100.0	85.0	14.8	0.2	-	39.2	61.0
	行政職	100.0	62.8	32.3	4.8	-	30.8	69.2
	教育職(3)	100.0	86.1	13.9	*	-	40.0	60.0
	医療職(2)	100.0	82.4	17.6	-	-	5.4	94.6

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

第4表 職員の平均給与月額

(令和6年職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和6年4月	令和5年4月	増減率	令和6年4月	令和5年4月	増減率
全職員	計	%	%	%	%	%	%
	給料	389,501	385,257	1.1	351,020	346,225	1.4
	扶養手当	355,556	351,498	1.2	319,397	314,617	1.5
	その他	11,746	11,803	△0.5	10,412	10,471	△0.6
県関係職員	計	22,198	21,956	1.1	21,211	21,137	0.3
	給料	384,004	378,914	1.3	352,650	347,606	1.5
	扶養手当	351,289	346,316	1.4	321,088	316,009	1.6
	その他	12,898	12,913	△0.1	10,705	10,735	△0.3
関係市町村立学校職員	計	19,817	19,685	0.7	20,857	20,862	△0.0
	給料	397,285	394,497	0.7	333,199	330,785	0.7
	扶養手当	361,599	359,048	0.7	300,907	299,052	0.6
	その他	10,116	10,186	△0.7	7,216	7,523	△4.1
	その他	25,569	25,263	1.2	25,075	24,210	3.6

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

給料表	全職員		県関係職員											市町村立学校関係職員				
	円	行政職	行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職(任用中の職)	行政職	行政職	教育職(3)	医療職(2)	
① 1人当たり給料月額	346,028	318,822	344,266	320,460	332,559	326,856	376,442	360,714	357,666	451,000	338,987	287,113	640,750	301,906	348,524	300,907	351,487	283,164
② 1人当たり給料調整額	1,735	575	1,978	628	917	-	3,264	-	3,259	11,095	23,785	11,876	-	3,009	1,392	-	1,474	-
③ 1人当たり教職調整額	7,793	-	5,046	-	-	-	14,091	12,840	-	-	-	-	-	-	11,684	-	12,370	-
④ 1人当たり扶養手当月額	11,746	10,412	12,898	10,705	16,822	16,930	12,802	15,291	11,623	4,650	8,961	5,142	-	4,750	10,116	7,216	10,288	7,047
⑤ 1人当たりその他手当月額	22,198	21,211	19,817	20,857	17,006	18,168	18,020	15,716	23,639	454,580	39,605	22,117	-	6,625	25,569	25,075	25,667	17,738
⑥ 合計	389,501	351,020	384,004	352,650	367,303	361,954	424,619	404,561	396,187	921,325	411,339	326,247	640,750	316,291	397,285	333,199	401,285	307,949

(注) 1 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和6年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である		うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
			配偶者を有する者	子を有する者	
合計		人 9,828	人 2,955	人 9,011	人 426
1人		2,752	563	1,988	201
2人		3,311	675	3,260	86
3人		2,477	903	2,475	58
4人		1,005	605	1,005	49
5人		225	164	225	26
6人		46	34	46	5
7人		10	9	10	1
8人		1	1	1	0
9人		1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	
		市町村立学校関係職員	
受給者	人 6,901	人 4,206	人 2,695
手当月額11,000円未満の受給者	6	4	2
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	3,595	2,149	1,446
手当月額28,000円以上の受給者	3,300	2,053	1,247
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 25,850	円 25,880	円 25,803

職員の借家・借間住	受給者	人 85	人 65	人 20
	手当受給者1人当たり平均手当月額	円 13,351	円 13,448	円 13,035

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100 km未満	100 km以上300 km未満	300 km以上500 km未満	500 km以上700 km未満	700 km以上900 km未満	900 km以上1,100 km未満	1,100 km以上1,300 km未満	1,300 km以上1,500 km未満	1,500 km以上		
受給者数	人 137	人 19	人 26	人 227	人 22	人 2	人 1	人 3	人 37	人 474	円 49,654

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	全職員		県関係職員		市町村立学校関係職員	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
受給者	15,014	73.8	9,533	80.0	5,481	65.1
交通機関等利用者	1,721	8.5	1,657	13.9	64	0.8
交通用具使用者	13,126	64.6	7,729	64.9	5,397	64.1
交通機関等と交通用具の併用者	167	0.8	147	1.2	20	0.2
非受給者	5,318	26.2	2,384	20.0	2,934	34.9
計	20,332	100.0	11,917	100.0	8,415	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,328		円 9,576		円 6,159	
職員1人当たり平均手当月額	円 6,150		円 7,660		円 4,011	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(令和6年職員給与等実態調査)

年	平均給与月額				指数	対前年増加率	平均年齢	平均経験年数
	給料	扶養手当	その他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	100.0	-	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	100.2	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	99.4	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	99.7	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	100.1	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	100.3	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	100.6	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	100.8	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	101.0	0.2	42.4	19.7
令和5年	351,498	11,803	21,956	385,257	101.0	0.0	42.5	19.8
令和6年	355,556	11,746	22,198	389,501	102.1	1.1	42.6	19.9

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成26年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和6年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4		1							2
5		14							2
6		18							
7		17				1		1	1
8		10						1	2
9	3	11							1
10		18							
11	1	15	1						3
12		8	1						1
13	7	26	4						2
14		16	2						2
15		18	10						
16		11	5						1
17	17	21	14						2
18	2	17	11					2	
19	4	17	8					8	1
20		21	9					9	
21	11	20	16					4	
22	2	21	10					3	
23	5	14	10					3	
24	1	23	7	1				3	
25	80	20	8	1				5	
26	7	23	6	2				1	
27	7	19	16	2				1	
28	1	17	16	4				3	
29	64	25	17	6			1	1	
30	28	24	14	9	2			2	
31	14	21	18	8			12	1	
32	4	17	14	11			10	1	
33	52	16	20	7			6		
34	35	21	19	10			6		
35	20	12	18	13	1		2	1	
36	9	9	15	13	1			1	
37	30	10	21	9	2		6		
38	9	9	23	14	1		2		
39	11	17	26	11			4		
40	7	7	22	8	2		1		
41	15	9	18	14	1				
42	14	15	19	10	2		2		
43	18	4	15	18	2				
44	3	7	22	14	1				
45	14	8	17	13	2		1		
46	9	4	14	9	5				
47	7	14	18	19	7		1		
48	3	5	12	23	6				
49	13	5	20	15	7				
50	7	5	15	18	7	2	1		
51	5	5	20	26	7	4			
52	1	4	12	24	7	5			
53	9	1	11	19	5	8			
54	3	2	3	30	10	17	1		
55	5	4	10	25	11	9			
56		2	5	22	10	23			
57	12	2	3	26	13	18			
58	1	1	8	35	23	9			
59	6	2	6	27	11	17			
60	1	2	6	17	22	13			
61			6	21	19	10	5		
62	5		4	21	26	13			
63	3	1	5	20	19	11			
64	2		5	12	18	9			

号給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1			21	24	5			
66	2	2	1	25	25	9			
67	1		3	26	14	7			
68	1	1		17	20	8			
69	1		1	30	25	3			
70	1		2	11	30	4			
71	1			11	21	12			
72		2	1	21	29	1			
73	1	1	1	8	25	1			
74		1		12	17	6			
75	1			21	25	3			
76			1	12	20	1			
77		1	2	12	22	1			
78			1	7	15	1			
79				20	22	1			
80		1		14	28				
81				12	16				
82	1			8	10	1			
83				7	24				
84				5	9				
85			1	9	7	9			
86				9	11				
87				13	11				
88				7	10				
89				6	7				
90	1			8	18				
91				5	6				
92				7	8				
93	1			130	85				
94		1	1						
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	600	718	671	1,101	834	242	61	50	20

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がいない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

総計 4,297

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	5								
4									
5									
6									
7	13								
8									
9									
10	1								
11	16								
12	1								
13	11								
14	1								
15	43						1		
16	3								
17	22								
18		1							
19	3								
20	1								
21	61	4							
22	3	2		1					
23	1	23							
24	1	1							
25	52	5							
26	6	5							
27	4	21		1					
28	4	6		2					
29	23	19		1					
30	2	10		1					7
31	2	28							
32	2	13		1					1
33	16	25							1
34	2	15		2	3				
35	5	25		1	2				1
36	1	17		3	1				
37	5	22		1	1				
38	4	11	8	2	1				3
39	1	20	9		1				
40		15	6	1	1				1
41	2	16	6	5	1				
42	3	11	8						
43		22	8	2	2			1	
44		19	11	3	2			1	
45	1	18	7	4				4	1
46		13	21	6	1				
47		20	8	7	1		1	1	
48		19	13	4	4		1	1	
49	1	16	16	2	1				
50		11	7	7	2			1	
51		17	16	5	2	2		2	
52		7	10	3	1	2	1		
53		9	10	7		6	1	1	
54		7	10	7	3	4	4		
55		15	9	6		5	7	2	
56		2	18	5	7	4	4	2	
57		7	12	6	4	5	1	2	
58		5	10	9	2	2	1		
59		2	10	14	1	3	3	1	
60			5	7	2	4	2		
61		1	10	5	5	1	1	5	
62			14	21	12	6			
63			14	5	12	3	1		
64			12	16	8		2		

号給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1	8	12	6	4	4		
66			15	5	15	6	2		
67	1		11	9	10	5	5		
68		1	16	4	8	3	3		
69		1	23	7	10	1	2		
70			15	13	12	4	1		
71			12	12	8	5	2		
72			15	11	4		1		
73		2	6	15	9	2	2		
74			20	13	13	4	1		
75			18	15	12	11			
76			9	14	13	4	3		
77	1		12	15	5	2	1		
78			15	21	5	4			
79			16	20	10	4			
80		2	6	25	7	2	1		
81			16	18	10	1	1		
82			7	14	11	1			
83			4	13	5	5			
84		1	6	19	10	2			
85			1	20	9	3	4		
86			1	15	7	7			
87		1	2	13	9	3			
88		1	1	17	6	5			
89			1	14	8	3			
90		2	2	11	4	4			
91			4	9	8	1			
92			3	6	5	2			
93		1	1	9	89	26			
94			3	10					
95			2	6					
96			4	5					
97			4	3					
98				5					
99			2	11					
100			1	4					
101			1	6					
102			2	6					
103				5					
104			1	3					
105				5					
106			3	4					
107				6					
108			1	6					
109			1	9					
110			4	4					
111				2					
112			1	5					
113		1	2	4					
114			2	4					
115				2					
116				6					
117			1	6					
118			1	4					
119			1	2					
120				3					
121				3					
122			2	6					
123			2	5					
124									
125				9					
126			1						
127			1						
128			1						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	324	539	598	721	411	171	64	24	15
								総計	2,867

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7				1			
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16				1			
17				1			
18							
19							
20		1		1			
21		1					
22			1				
23			1				
24			1	1			
25							
26							
27			1				
28							1
29	1			1			
30							
31							1
32							
33		1	1				
34							
35							
36			2				
37							
38							
39		1	1	1			
40							
41		1		2		1	
42							
43							
44							
45							
46				1			
47					1		
48		1					
49	1	1					
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57		1			1		
58						1	
59							
60						1	
61	1						
62							
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65				1			
66							
67		1					
68							
69							
70							
71							
72							
73						1	
74							
75							
76				1			
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87				1			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	3	9	8	15	2	4	2
						総計	43

その4 教育職給料表(2)〔高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		6			
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8					
9		8			
10		1			
11					
12		4			
13		12			
14					
15					
16					
17		13			
18		2			
19		2			
20		4			1
21	1	28			1
22		1			
23		2			1
24		4			1
25		17			
26		3			
27		3			4
28		1			4
29	1	27			8
30		8			4
31		3			14
32	2	2			4
33		23			5
34		9			8
35		4			3
36	1	5			1
37	4	29			17
38		10		1	
39		7			
40	1	1			
41	1	31			
42		9			
43		3		1	
44	1	4		1	
45	3	30			
46		8		1	
47	1	2		2	
48	1	5			
49	9	33		1	
50		14		6	
51	3	13		3	
52		9		2	
53	5	43			
54	3	15		1	
55		22		1	
56	1	13		2	
57	6	50		8	
58		21		3	
59	1	27		3	
60	1	20		6	
61	10	35		4	
62	4	29		4	
63	2	20		3	
64	1	20		2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65	4	35		4	
66	1	28		6	
67	2	29	1	11	
68	1	28		4	
69	3	32	1	5	
70	1	34		4	
71	2	21		1	
72	3	24		3	
73	5	42		5	
74	1	37		4	
75	5	33		8	
76		25		5	
77	3	28		33	
78	6	41			
79	4	31			
80	6	30			
81	4	30			
82	2	32			
83	3	28			
84	6	31			
85	11	39			
86	4	31			
87	1	34			
88	4	32			
89	4	32	1		
90	2	28			
91	2	27			
92	1	26			
93	6	40			
94	4	24	1		
95	5	30			
96	3	26	1		
97	5	30	1		
98	4	30			
99	12	53			
100	5	28			
101	10	26			
102	7	35			
103	9	31			
104	3	47			
105	8	38			
106	5	34			
107	3	46	1		
108	2	38			
109	3	44			
110	1	42			
111		44	1		
112	2	40			
113	2	47			
114		45	1		
115		62			
116		42			
117	1	49			
118		31			
119	2	55			
120		57			
121		42			
122	1	39			
123		44			
124	1	52			
125	1	45			
126		29			
127	1	44			
128	1	41			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
129	1	30			
130	1	31			
131		44			
132		55			
133	2	42			
134	2	47			
135		61			
136	2	55			
137		44			
138		44			
139	2	33			
140		33			
141	1	27			
142	1	37			
143	2	20			
144	1	11			
145		54			
146	2				
147	1				
148	1				
149	3				
150					
151	1				
152					
153	3				
計	287	3,708	9	148	76
				総計	4,228

その5 教育職給料表(3)(県関係職員)〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	特 2 級 人	3 級 人	4 級 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40			1		
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57			1		
58			1		
59			2		
60			1		
61			1		
62					
63					
64			1		

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	特 2 級 人	3 級 人	4 級 人
65		2			
66		1			
67		1			
68					
69		1			
70					
71		2		1	
72					
73					
74		1			
75					
76		1		1	
77					
78				1	
79					
80					
81		1			
82		1			
83		2			
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90					
91		1			
92					
93					
94		3			
95					
96					
97					
98					
99		1			
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114		1			
115		1			
116		1			
117					
118		1			
119		1			
120		1			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		1			
122					
123		1			
124					
125					
126		1			
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146		1			
147					
148					
149					
150		1			
151					
152					
153		1			
154					
155					
156					
157		1			
計	0	39	0	4	0
				総計	43

その6 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	3 級 人	4 級 人	5 級 人
1		1			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		6	1		
10		1	2		
11			3		
12					
13		4			
14			2		
15		1			
16			1		
17		2	3		
18			1		
19					
20			2		
21		4			
22			4		
23		1	1		
24			1		
25		4	3		
26		3	2		
27		3			
28					
29		2		1	
30		1	3		
31		2			1
32		1	1		
33		3	1		
34		1			1
35		3	2		
36		1	2		
37		3			1
38		2			
39			1		
40		1			1
41		3			1
42		1	3		2
43					1
44			2		1
45			2		
46		1	2	2	3
47		1	1	1	
48			1		
49		1	1	1	1
50			1		
51		1	1	2	
52		1	1	1	
53		1	1	1	
54		1		2	
55			1	1	
56			1		
57				2	
58					
59					
60					
61				1	
62				1	
63			1	1	
64				1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65				3	
66				1	
67				2	
68		1	3	1	
69			1	2	
70			2	1	
71			2		
72			2	3	
73			2	10	
74					
75			2		
76					
77					
78					
79					
80			2		
81			1		
82			1		
83			2		
84			1		
85			2		
86			1		
87					
88					
89			13		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	62	92	41	13
				総計	208

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23			1	
24				
25				
26				
27				
28				
29	1			
30				
31			1	
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38	1			
39				3
40				
41				
42	1			
43				1
44				1
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				1
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	8	0	4	8
			総計	20

その8 医療職給料表(2) (県関係職員) [保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師
その他の職員に適用]

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19			1				
20			1				
21							
22		1	1				
23							
24			1	1			
25							
26		1					1
27		1	1				
28		1					1
29		1					1
30	1			1			
31		1	1	1			
32		1	1	1			
33							
34			1				
35				1			
36							
37				1			1
38				1			
39							1
40				1			1
41				2			
42		1		1	2		
43					2		
44			1				
45				1	1	1	
46					1		
47							
48						1	
49							
50					2		
51					1	1	
52				1	2	1	
53			1		1		1
54							
55		1					
56					1	1	
57					1	1	
58		1		1			
59						1	
60		1		2	1	1	
61			1	2			
62							
63					1		
64					3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65			1		1	4	
66					1		
67		2			2		
68							
69					1		
70							
71							
72					1		
73			1		1		
74							
75							
76					2		
77			1		1		
78							
79				1			
80				1			
81			1		1		
82							
83			1		2		
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105			1				
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	1	14	17	20	32	12	7
						総計	103

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	3 級 人	4 級 人	5 級 人	6 級 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12			1			
13			1			
14		7	2			
15						
16		2				
17		1				
18		6				
19		3	2			
20			2			
21						
22		1				
23						
24						
25			1			
26		2	1			
27		1	2			
28		1	1			
29						
30		1	1			
31		4	1			
32		1				
33			1			
34		2				
35						
36		1				
37						
38			1	2		
39		3		1		
40		3		1		
41		1				
42			1			
43						
44				1		
45						2
46			1			
47			1	1		
48			1	1		
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59					1	
60		1		1		
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65					1	
66				1		
67						
68						
69						
70						
71					1	
72				1		
73					1	
74						
75						
76						
77					1	
78					1	
79					1	
80						
81						
82					1	
83					1	
84					1	
85						
86					1	
87				1	1	
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	41	22	11	12	2
					総計	88

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	1	1							
14									
15	1	4							
16		1							
17	2	1							
18		2							
19	1	3							
20									
21		3							
22		3							
23	12								
24	1	1							
25	4								
26	1	1							
27	8	2							
28		2							
29	1	3							
30		1	1						
31	6								
32		2	1						
33		1	1						
34	2	1	1						
35	3		1						
36	3								
37		2	1						
38	1	4	3						
39	6	2	1						
40		2	1						
41		2	4						
42	2	4		1					
43	4	1	1	1					
44		2	4						
45		3	1	1					
46	1	6	6	1					
47	3	3		1					
48		2	1						
49	1	5		1					
50	1	3	7	2					
51	6	3	1	3					
52		9	5	1					
53	3	8	3	2					
54	1	3	2	1					
55	3	4	1	2					
56	1	3	1						
57			2	3					
58	1	1	1	1	1				
59				3					
60		3	1	1					
61		1							
62		1		1					
63		1	2	1					
64				4	1				

号給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			1						
66			1	2					
67			1	1					
68				1					
69				2					
70				1	1				
71				2	1				
72		1		2					
73					1				
74				3	1				
75					1				
76				1					
77				1	2				
78				2	4				
79				1	1				
80				4	3				
81				4	4				
82					2				
83				1	1				
84					5				
85				1	1				
86				4	2				
87				2	4				
88				2	3				
89					6				
90				3	3				
91				1	3				
92				2	2				
93				10	8				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	80	111	57	84	61	0	0	0	0
								総計	393

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	特 2 級 人	3 級 人	4 級 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					1
10					
11		1			
12					
13		81			
14		1			1
15		1			1
16		3			1
17		98			
18					1
19		2			1
20		18			6
21		95			23
22		3			27
23		4			41
24		23			23
25		117			20
26		10			35
27		11			27
28		27			27
29		117			26
30		17			19
31		8			18
32		29			22
33		117			9
34		21			8
35		13			6
36		26			4
37		112			17
38		27			
39		29			
40	1	25			
41		116			
42		38			
43		18			
44		26			
45		102			
46		39			
47		22			
48		35	1		
49		120	1		
50		38			
51		38		2	
52		24		1	
53		104	2		
54		46		3	
55		40		2	
56		26		1	
57		89		3	
58		36		4	
59		57		3	
60		34		4	
61		116		5	
62		57	1	6	
63		55		7	
64		42	1	8	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		96	1	10	
66		44		4	
67		50	1	7	
68		41	1	3	
69		90		9	
70		53		13	
71		55		7	
72		45		15	
73		86		22	
74		55		11	
75		56		12	
76		44		16	
77		87	1	16	
78		51		14	
79		52		17	
80		52		24	
81		87		19	
82		53	1	18	
83		68	1	24	
84		59	1	14	
85		79	1	5	
86		65		6	
87		37	1	12	
88		50		10	
89		60	1	8	
90		54	1	3	
91		47	1	4	
92		52		9	
93		53		32	
94		54			
95		53	1		
96		45			
97		48	2		
98		48			
99		37	1		
100		47			
101		35			
102		42	1		
103		45			
104		44			
105		44			
106		42			
107		48	1		
108		39			
109		40	1		
110		37			
111		45			
112		28			
113		39			
114		35			
115		42			
116		42			
117		46	1		
118		43			
119		48			
120		42			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		35			
122		42			
123		44			
124		42			
125		54			
126		52			
127		64			
128		50			
129		47			
130		40			
131		64			
132		41			
133		45			
134		56			
135		39			
136		46			
137		42			
138		51			
139		50			
140		49			
141		47			
142		52			
143		68			
144		54			
145		56			
146		68			
147		69			
148		56			
149		48			
150		63			
151		69			
152		54			
153		47			
154		32			
155		34			
156		32			
157		109			
計	1	7,144	26	413	364
				総 計	7,948

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		3					
10							
11							
12							
13		1					
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21		3	1				
22							
23							
24		2					
25		1					
26			2				
27		1					
28							
29			3				
30			3				
31		1	1				
32		1					
33		2	2				
34							
35							
36			1				
37		1	1				
38			2				
39		1	1				
40							
41							
42			1				
43							
44			3				
45			1				
46							
47			4				
48			1				
49			3				
50							
51			1				
52			1				
53			1				
54			1				
55			2				
56			1				
57			1				
58			1				
59			2				
60							
61							
62			1				
63			1		1		
64			2				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					1		
66			2		1		
67			1				
68			2				
69							
70							
71							
72			1				
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89			1				
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
102			1				
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	17	54	0	3	0	0
						総計	74

その13 特定任期付職員

〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	3
6	*
7	*
	総 計
	4

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 任期付職員

行政職給料表適用

〔任期を定めて採用された職員に適用〕

職務の級	人 員
	人
1	*
2	7
3	*
4	5
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
	総 計
	16

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された424事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。）

(3) 調査実人員

調査実人員は4,743人（初任給関係369人、初任給関係以外4,374人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は3,926人（初任給関係330人、初任給関係以外3,596人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は25,046人で、うち行政職に相当するものは13,267人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から128事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和6年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	105 事業所	29 事業所	52 事業所	24 事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	15	2	10	3	
製 造 業	13	1	4	8	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	27	8	15	4	
卸 売 業 , 小 売 業	12	3	7	2	
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	12	6	3	3	
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	26	9	13	4	

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が23所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）」）である。
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種		学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術関係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	193,296	196,481	188,330	180,887
		短 大 卒	172,134	179,369	177,999	—
		高 校 卒	169,536	169,442	161,960	168,599
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	198,161	213,943	195,256	*
		短 大 卒	186,013	204,402	167,834	—
		高 校 卒	168,696	174,681	167,648	*
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	193,727	197,046	189,581	182,110
		短 大 卒	176,148	177,941	173,994	—
		高 校 卒	169,210	177,408	164,796	166,666

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
支店長	*	*	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	-	-	-	-	-			
工場長	*	*	*	*	*			構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部長	182	53.0	560,282	1,187	559,095			2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	123	52.9	572,336	1,138	571,198			
短大卒	31	53.3	520,782	530	520,252			
高校卒	28	52.7	554,138	2,176	551,962			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	36	52.8	495,648	16,797	478,851			
大学卒	10	52.0	544,461	17,558	526,903			
短大卒	9	53.5	517,372	12,531	504,841			
高校卒	15	52.9	450,603	14,146	436,457			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務部次長	111	50.8	484,750	6,794	477,956	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	71	50.1	520,864	3,466	517,398			
短大卒	14	53.0	387,058	3,834	383,224			
高校卒	26	51.3	448,554	15,868	432,686			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	14	48.3	445,131	7,739	437,392			
大学卒	3	47.1	431,625	31,650	399,975			
短大卒	4	50.5	462,865	3,081	459,784			
高校卒	7	47.2	438,084	0	438,084			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
事務	事務課長	296	48.8	455,714	6,083	449,631	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	
	大学卒	178	48.5	468,504	7,199	461,305		
	短大卒	53	48.1	380,386	2,678	377,708		
	高校卒	64	49.9	486,610	6,156	480,454		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	83	48.6	513,773	15,068	498,705		
	大学卒	41	47.3	534,266	15,526	518,740		
	短大卒	22	49.0	498,607	12,200	486,407		
	高校卒	20	51.2	485,445	16,843	468,602		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術	事務課長代理	177	46.8	447,540	33,526	414,014	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の 役職者を有する 者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が 上記課長代理と 同等と認められ る課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職（課長 一係長間）	
	大学卒	118	46.1	462,924	41,421	421,503		
	短大卒	28	48.9	399,804	15,268	384,536		
	高校卒	30	48.1	431,936	19,570	412,366		
	中学卒	*	*	*	*	*		
関 係	技術課長代理	44	47.5	488,351	9,405	478,946	係の長及び係 長級専門職	
	大学卒	21	46.3	472,615	11,250	461,365		
	短大卒	8	46.2	471,906	11,946	459,960		
	高校卒	15	50.2	523,218	4,906	518,312		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職 種	事務係長	358	44.1	376,329	30,874	345,455	係の長及び係 長級専門職	
	大学卒	180	42.6	402,110	27,883	374,227		
	短大卒	79	46.8	351,367	38,986	312,381		
	高校卒	98	45.0	344,070	30,698	313,372		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	110	45.9	427,363	46,058	381,305		
	大学卒	36	44.8	431,968	47,171	384,797		
	短大卒	29	46.7	366,467	34,745	331,722		
	高校卒	45	46.1	454,931	51,008	403,923		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
事務・技術 関係 職種	事務主任	358	39.9	327,546	28,376	299,170	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	大学卒	195	37.6	341,868	30,403	311,465	
	短大卒	82	43.7	303,435	23,641	279,794	
	高校卒	81	42.2	313,522	27,778	285,744	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	181	40.4	411,651	38,613	373,038	
	大学卒	89	40.3	412,342	31,016	381,326	
	短大卒	28	41.5	292,437	15,711	276,726	
	高校卒	63	40.0	451,678	57,754	393,924	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務係員	1,178	37.0	251,216	23,835	227,381	
	大学卒	564	34.2	266,937	30,004	236,933	
	短大卒	267	39.8	246,628	20,296	226,332	
	高校卒	341	38.8	231,814	17,482	214,332	
	中学卒	6	49.4	208,928	7,951	200,977	
技術係員	325	33.1	308,530	43,504	265,026		
大学卒	148	32.4	301,868	38,227	263,641		
短大卒	54	36.4	303,397	35,382	268,015		
高校卒	121	32.1	317,363	53,237	264,126		
中学卒	*	*	*	*	*		

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第14表の各表において同じ。)

2 規模 500 人以上

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円			
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職9級
	-	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-	-		
工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	*	*	*	*	*	*	構成員 50 人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
	-	-	-	-	-	-		
	*	*	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-	-		
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	85	53.6	596,911	158	596,753	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職（取 締 役 兼 任 者 を 除 く。）		
	54	54.0	620,621	244	620,377			
	13	54.7	503,513	47	503,466			
	18	51.6	600,679	9	600,670			
技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	5	54.5	612,359	5,092	607,267	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職（部長 一課長間）		
	*	*	*	*	*			
	3	56.8	625,181	4,067	621,114			
	*	*	*	*	*			
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	44	51.4	580,941	6,475	574,466		前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職（部長 一課長間）	
	30	51.8	659,371	9	659,362			
	4	54.2	382,698	0	382,698			
	10	49.7	471,612	21,373	450,239			
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	*	*	*	*	*		前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職（部長 一課長間）	
	-	-	-	-	-			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職（部長 一課長間）		
	-	-	-	-	-			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
				円	円	円		
事務	事務課長	122	50.2	556,931	4,503	552,428	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	71	49.0	552,204	6,306	545,898		
	短大卒	15	46.4	425,871	7,679	418,192		
	高校卒	36	53.4	607,553	424	607,129		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	37	48.5	597,374	19,926	577,448		
	大学卒	24	47.1	583,531	19,725	563,806		
	短大卒	8	51.8	623,642	15,058	608,584		
	高校卒	5	51.6	639,989	31,736	608,253		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術 関 係	事務課長代理	90	47.6	469,620	23,009	446,611	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の 役職者を有する 者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が 上記課長代理と 同等と認められ る課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職（課長 一係長級）	行政職 5級、6級
	大学卒	47	46.8	499,557	32,975	466,582		
	短大卒	22	47.1	410,909	16,112	394,797		
	高校卒	20	50.2	464,164	8,001	456,163		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	35	48.2	509,251	8,690	500,561		
	大学卒	16	46.7	490,358	9,217	481,141		
	短大卒	8	46.2	471,906	11,946	459,960		
	高校卒	11	52.2	570,019	5,178	564,841		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職 種	事務係長	145	45.2	441,082	22,881	418,201	係の長及び係 長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	76	45.6	471,681	18,611	453,070		
	短大卒	31	44.8	404,727	34,897	369,830		
	高校卒	37	44.5	385,648	25,490	360,158		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	40	45.4	551,126	61,505	489,621		
	大学卒	12	44.8	563,645	54,106	509,539		
	短大卒	5	46.0	540,231	66,127	474,104		
	高校卒	23	45.6	546,718	64,400	482,318		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	179	39.6	362,293	32,252	330,041	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	108	38.1	367,583	29,646	337,937		
	短大卒	36	43.6	343,012	29,357	313,655		
	高校卒	35	41.2	362,457	45,237	317,220		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	103	40.6	462,760	38,879	423,881		
	大学卒	59	41.4	447,563	27,728	419,835		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	43	39.3	490,699	57,929	432,770		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	416	36.1	273,354	29,064	244,290		行政職1級
	大学卒	235	33.4	288,114	33,887	254,227		
	短大卒	78	41.0	265,072	26,115	238,957		
	高校卒	102	37.8	250,747	21,909	228,838		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	99	33.6	370,319	57,255	313,064		
	大学卒	49	34.4	353,502	49,101	304,401		
	短大卒	11	34.9	372,988	52,120	320,868		
	高校卒	39	31.7	397,152	72,521	324,631		
	中学卒	-	-	-	-	-		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	80	52.6	533,255	1,811	531,444	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	
	大 学 卒	57	52.6	534,104	1,314	532,790		
短 大 卒	15	52.2	543,849	1,002	542,847			
高 校 卒	8	53.3	507,832	6,659	501,173			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	26	52.4	483,992	17,220	466,772			
大 学 卒	8	52.5	537,182	371	536,811			
短 大 卒	5	50.4	441,252	24,740	416,512			
高 校 卒	11	53.3	467,864	18,662	449,202			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 部 次 長	58	49.9	437,560	8,590	428,970	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)		
大 学 卒	37	48.9	452,338	5,986	446,352			
短 大 卒	8	52.8	396,200	6,668	389,532			
高 校 卒	13	51.2	419,961	17,106	402,855			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	9	46.5	424,725	12,301	412,424			
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	6	45.7	420,378	0	420,378			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
			円	円	円			
事務	事務課長	127	47.9	408,139	9,453	398,686	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職5級、6級
	大学卒	81	48.7	431,473	11,171	420,302		
	短大卒	26	47.5	383,552	2,169	381,383		
	高校卒	19	45.5	359,251	13,430	345,821		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	40	50.4	454,134	12,001	442,133		
	大学卒	13	50.7	493,034	9,044	483,990		
	短大卒	13	48.6	413,429	11,301	402,128		
	高校卒	14	51.2	455,065	14,392	440,673		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術 関 係	事務課長代理	85	46.0	424,722	45,314	379,408	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の 役職者を有する 者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が 上記課長代理と 同等と認められ る課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職（課長 一係長間）	行政職4級
	大学卒	70	45.5	436,569	48,090	388,479		
	短大卒	6	55.8	358,450	12,126	346,324		
	高校卒	9	43.2	372,198	44,104	328,094		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	9	42.8	342,319	14,398	327,921		
	大学卒	5	44.2	365,122	23,564	341,558		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	41.2	315,699	3,699	312,000		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職 種	事務係長	160	42.6	341,604	42,603	299,001	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大学卒	78	39.4	349,144	40,450	308,694		
	短大卒	35	47.6	338,795	49,215	289,580		
	高校卒	47	43.7	332,770	41,028	291,742		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	54	46.1	358,119	40,171	317,948		
	大学卒	20	43.6	356,960	45,210	311,750		
	短大卒	20	49.0	342,920	28,507	314,413		
	高校卒	14	45.5	377,043	48,107	328,936		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	130	40.7	304,209	28,652	275,557	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	58	38.5	329,300	38,896	290,404		
	短大卒	35	43.3	279,811	23,395	256,416		
	高校卒	37	41.4	290,031	18,256	271,775		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	65	41.2	329,417	43,092	286,325		
	大学卒	24	38.0	324,750	52,017	272,733		
	短大卒	22	43.6	296,258	12,019	284,239		
	高校卒	18	42.3	361,189	61,580	299,609		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	608	37.7	243,368	23,288	220,080	行政職1級	
	大学卒	269	35.4	257,248	29,940	227,308		
	短大卒	158	38.8	239,194	20,183	219,011		
	高校卒	177	39.9	227,840	16,737	211,103		
	中学卒	4	45.0	210,259	12,029	198,230		
	技術係員	196	33.1	280,507	36,869	243,638		
	大学卒	82	31.7	276,630	31,801	244,829		
	短大卒	38	37.2	289,598	33,395	256,203		
	高校卒	75	32.2	278,200	43,622	234,578		
	中学卒	*	*	*	*	*		

4 規模 100 人未満

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人		歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	17	52.7	556,092	1,716	554,376	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	
	大 学 卒	12	51.7	590,011	2,430	587,581		
短 大 卒	3	54.0	481,048	0	481,048			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	5	52.4	425,559	26,399	399,160			
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	3	52.3	409,555	4,788	404,767			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	9	52.8	446,777	0	446,777	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)		
大 学 卒	4	51.2	462,279	0	462,279			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	3	55.0	478,788	0	478,788			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	3	46.7	398,393	0	398,393			
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
				円	円	円			
事務課長	事務課長	47	48.0	379,324	2,049	377,275	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職5級	
	大学卒	26	47.2	405,376	130	405,246			
	短大卒	12	50.4	342,349	0	342,349			
	高校卒	9	47.3	353,363	10,326	343,037			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長	技術課長	6	41.2	344,242	3,284			340,958
		大学卒	4	41.0	337,912	4,925			332,987
		短大卒	*	*	*	*			*
		高校卒	*	*	*	*			*
		中学卒	-	-	-	-			-
事務課長代理	事務課長代理	*	*	*	*	*	前記課長に事 故等のあるとき の職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の 役職者を有する 者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が 上記課長代理と 同等と認められ る課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職（課長 一係長間）	行政職4級	
	大学卒	*	*	*	*	*			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	*	*	*	*	*			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	技術課長代理	-	-	-	-			-
		大学卒	-	-	-	-			-
		短大卒	-	-	-	-			-
		高校卒	-	-	-	-			-
		中学卒	-	-	-	-			-
事務係長	事務係長	53	45.1	303,409	22,327	281,082	係の長及び係 長級専門職	行政職3級	
	大学卒	26	41.0	317,113	27,115	289,998			
	短大卒	13	48.1	292,054	23,526	268,528			
	高校卒	14	49.8	288,502	12,320	276,182			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	技術係長	16	46.4	310,490	25,001			285,489
		大学卒	4	49.0	317,447	34,793			282,654
		短大卒	4	40	293,452	28,175			265,277
		高校卒	8	48.4	315,530	18,517			297,013
		中学卒	-	-	-	-			-

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	49	39.3	266,356	16,401	249,955	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	29	34.8	274,709	21,724	252,985		
	短大卒	11	44.9	262,288	10,634	251,654		
	高校卒	9	46.8	244,414	6,299	238,115		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	13	35.5	259,767	19,352	240,415		
	大学卒	6	34.0	243,300	9,638	233,662		
	短大卒	5	36.4	269,003	28,971	240,032		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	154	36.2	227,218	13,242	213,976	行政職1級	
	大学卒	60	31.8	236,273	17,224	219,049		
	短大卒	31	42.3	242,657	7,540	235,117		
	高校卒	62	37.3	212,052	12,352	199,700		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	30	31.4	286,424	41,147	245,277		
	大学卒	17	28.9	248,125	31,757	216,368		
	短大卒	5	33.4	255,226	13,059	242,167		
	高校卒	7	32.8	373,054	68,339	304,715		
	中学卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・労務 関係職種	電話交換手	5	45.8	204,179	6,279	197,900	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事してい る者を除く。
	自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
海事 関係職種	船長・機関長	13	49.2	827,721	0	827,721	港内又は湾内を航行区域とする総 トン数5トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	10	45.2	711,798	186,661	525,137	同上
	二等航海士・機関士	11	34.6	695,311	202,465	492,846	同上
	三等航海士・機関士	12	32.2	538,738	136,234	402,504	同上
	運航士	-	-	-	-	-	同上
	甲板長・操機長	7	47.1	739,590	183,427	556,163	同上
	甲板手・操機手	14	37.1	654,910	159,437	495,473	同上
甲板員・機関員	12	22.4	614,477	154,679	459,798	同上	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)			
		人	歳	円	円	円		
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	4	57.2	770,105	0	770,105		
	大学教授	24	54.9	637,652	0	637,652		
	大学准教授	20	46.7	523,503	0	523,503		
	大学講師	13	43.8	470,181	0	470,181		
	大学助教	-	-	-	-	-		
	高等学校校長	-	-	-	-	-		
	高等学校教頭	*	*	*	*	*		
	高等学校教諭	23	47.4	427,545	20,032	407,513		
	研究関係職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の研究所の長 (取締役兼任者を除く。)
		研究部(課)長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長		-	-	-	-	-	構成員 3 人以上の室(係)の長	
主任研究員		-	-	-	-	-	下位研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長)を除く。	
研究員		-	-	-	-	-		
研究補助員		-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
病院長	*	*	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師5人以上
副院長	*	*	*	*	*	* 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医科長	18	55.0	1,519,110	388,246	1,130,864	部下に医師又は歯科医師1人以上
医師	13	39.8	1,070,938	168,438	902,500	
歯科医師	*	*	*	*	*	
薬局長	-	-	-	-	-	- 部下に薬剤師2人以上
薬剤師	8	42.5	400,238	52,150	348,088	
診療放射線技師	16	48.8	432,310	60,600	371,710	
臨床検査技師	30	36.8	327,365	29,389	297,976	
栄養士	16	34.2	252,680	4,245	248,435	
理学療法士	39	28.4	247,110	2,182	244,928	
作業療法士	19	35.9	285,746	10,587	275,159	
総看護師長	*	*	*	*	*	* 部下に看護師長5人以上
看護師長	35	51.3	462,324	68,044	394,280	部下に看護師又は准看護師5人以上
看護師	98	41.8	352,800	41,520	311,280	
准看護師	19	46.3	290,780	37,583	253,197	

医療関係職種

第 15 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

企業規模 \ 項目	管理職（課長級）		一般従業員（係員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規 模 計	% 66.1	% 33.9	% 67.4	% 32.6
500 人以上	66.2	33.8	67.5	32.5
100 人以上 500 人未満	67.0	33.0	68.6	31.4
100 人未満	63.9	36.1	64.7	35.3

3 標準生計費及び 労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月分)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 28,310	円 35,990	円 46,770	円 57,550	円 68,340
住居関係費	57,170	64,070	59,060	54,050	49,050
被服・履物費	4,080	3,810	5,820	7,830	9,830
雑費Ⅰ	25,710	35,250	54,020	72,810	91,590
雑費Ⅱ	6,820	12,300	15,460	18,610	21,780
合計	122,090	151,420	181,130	210,850	240,590

令和6年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
 なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第17表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年 比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)
令和4年度	1.6	△ 0.3	1.31	2.6	304.5	2.1	232.1	△ 0.1	279.6	1.9	215.7	0.2	143.5	142.7
令和5年度	0.8	0.8	1.29	2.6	309.4	1.7	233.1	0.4	284.7	1.9	217.1	0.7	143.4	142.0
令和5年4月		0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	234.5	2.3	285.1	1.2	218.8	2.8	148.3	144.7
5月	0.6	0.8	1.32	2.6	307.7	2.1	234.3	1.1	283.5	2.2	219.9	2.2	140.9	142.5
6月		0.6	1.31	2.5	309.5	1.8	234.8	1.0	285.2	1.8	219.7	2.3	149.7	143.8
7月		0.7	1.30	2.6	309.8	2.0	233.7	0.3	285.0	2.1	218.5	0.9	146.3	143.1
8月	△ 1.0	0.7	1.30	2.6	307.3	1.8	232.5	0.0	283.2	2.0	217.1	0.3	139.3	139.1
9月		0.8	1.29	2.6	308.6	1.5	233.1	0.1	284.2	1.6	217.4	0.6	143.4	142.0
10月		0.8	1.29	2.5	311.0	1.8	232.7	△ 0.9	285.6	2.0	217.4	△ 0.2	146.4	142.8
11月	0.1	1.0	1.27	2.5	310.9	1.7	232.4	△ 0.8	285.2	1.9	217.1	△ 0.3	146.3	141.5
12月		1.1	1.27	2.5	311.2	1.7	234.1	△ 0.1	285.8	2.1	218.3	0.6	143.3	142.4
令和6年1月		0.9	1.27	2.4	306.3	1.2	230.1	△ 0.5	282.7	1.5	212.4	△ 1.4	134.9	138.3
2月	△ 0.6	1.0	1.26	2.6	308.1	1.9	230.2	0.7	284.2	2.2	212.4	△ 0.1	139.7	139.1
3月		1.2	1.28	2.6	312.1	2.1	235.1	0.4	287.2	2.3	216.6	△ 0.8	141.9	144.1
4月		1.1	1.26	2.6	316.5	2.3	237.2	0.6	291.3	2.5	218.0	△ 0.8	147.5	146.2
5月	0.8	1.2	1.24	2.6	315.0	2.8	236.0	0.3	290.8	2.9	218.7	△ 1.0	143.6	143.9
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省											

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
 3 ⑨、⑩の令和4年度、5年度の欄は、それぞれ令和4暦年、5暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価総合 指数前年比		⑪ 国内企業 物価指数 前年比	項 目 年 度 月
		全 国				那 覇 市				全国	那覇市		
全国	沖縄県	二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯		全国	那覇市	前年比	
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	前年比・ 前年同月 比(%)	前年比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	
12.2	10.0	290.9	4.2	320.6	3.6	251.7	10.3	289.8	11.3	2.5	2.8	9.5	令和4年度
12.0	9.5	294.0	1.1	318.8	△ 0.6	251.2	△ 0.2	273.5	△ 5.6	3.2	3.8	2.3	令和5年度
12.6	9.5	303.1	△ 0.5	334.2	△ 2.9	244.2	△ 1.1	275.6	△ 3.1	3.5	3.9	5.8	令和5年4月
11.7	8.9	286.4	△ 0.4	311.8	△ 1.0	255.8	1.2	275.4	△ 3.7	3.2	3.9	5.1	5月
11.9	8.9	275.5	△ 0.5	298.4	△ 0.7	234.2	△ 3.9	259.6	△ 6.5	3.3	4.7	4.1	6月
12.0	9.3	281.7	△ 1.3	306.3	△ 3.6	247.7	△ 4.6	274.6	△ 9.9	3.3	4.2	3.6	7月
11.2	9.1	293.2	1.1	311.5	△ 3.4	254.5	△ 9.0	268.4	△ 10.6	3.2	4.5	3.4	8月
12.0	9.4	283.0	0.7	311.7	△ 0.7	246.2	5.3	267.8	2.2	3.0	3.7	2.2	9月
12.5	9.2	302.0	1.3	330.6	0.6	271.6	11.6	265.3	△ 8.5	3.3	3.3	1.1	10月
12.3	9.4	286.9	0.3	301.7	△ 2.1	237.7	△ 5.5	243.6	△ 6.6	2.8	3.6	0.5	11月
12.1	9.8	329.5	0.4	348.9	△ 1.4	297.5	△ 1.0	326.5	△ 8.4	2.6	3.6	0.3	12月
11.2	9.7	289.5	△ 4.0	313.2	△ 5.4	246.9	△ 2.8	260.4	△ 8.2	2.2	3.3	0.3	令和6年1月
11.7	9.8	279.9	2.8	307.8	3.0	237.8	11.5	270.2	12.0	2.8	4.3	0.7	2月
12.2	11.0	318.7	1.9	353.8	4.1	263.3	2.0	294.9	△ 1.9	2.7	3.9	0.9	3月
12.2	10.4	313.3	3.4	345.0	3.2	278.3	14.0	330.0	19.8	2.5	2.7	1.2	4月
11.5	9.5	290.3	1.4	318.6	2.2	242.5	△ 5.2	274.5	△ 0.3	2.8	3.4	2.6	5月
総 務 省												日本銀行	資料出所

4 人事院勧告等の概要

■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 月例給** [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】
 - ✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
 - 【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])
 - 【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])
 - 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善
- ボーナス** [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】
 - ✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ
- 寒冷地手当** 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】
 - ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大